

令和8年度版

保育所(園)・認定こども園 利用手続きのご案内

(令和7年10月発行)



問合せ先

立山町健康福祉課児童福祉係
〒930-0221 立山町前沢 1169 (みらいぶ3階)
☎076-462-9955

立山町ホームページ
(保育所・認定こども園、一時預かりなど)



も く じ

- 保育所等の利用について 2
- 入所申請について 6
- 利用調整基準について 9
- 広域入所について（町外への申請、町外からの申請） ... 12
- 入所してからの注意事項 13
- 保育料・副食費について 16
- 子育てのための施設等利用給付認定について 19
- 特別保育事業について 21
- 立山町内の保育所等の紹介 23
- 立山町保育所等マップ 31
- 保育所等一覧 32

保育所等の利用について

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合には、教育・保育給付認定を受ける必要があります。これは、お子さんをお預かりするのに必要な費用のうち、公費負担分（給付費）を受給するために必要な認定です。実際には、公費を確実に教育・保育に充てるため、利用者個人に対してではなく、利用施設に支払う形（法定代理受領）で支給されます。

教育・保育給付認定は、**子どもの保護者が居住する市町村で行います**。認可された保育園・認定こども園の保育園部分及び地域型保育の事業所内保育施設の地域枠（以下「保育所等」といいます。）の利用を希望される場合は、町が定める基準に従って認定を受けてください。

1 施設の種類の

施設の種類の	対象年齢	内 容	立山町内の施設
保 育 所	0～5 歳児	仕事や病気などのため家庭で保育ができない保護者に代わってお子さんを保育する施設	（公設公営） ・岩嶺保育所 ・下段保育所 （公設民営） ・みどりの森保育園 ・あおぞら保育園 ・かがやき保育園
認定こども園	0～5 歳児	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	（私立） ・高原保育園 ・むつみ幼稚園
幼 稚 園	3～5 歳児	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	なし
地 域 型 保 育	0～2 歳児	少人数を対象として保育する事業 「家庭的保育」「小規模保育」 「事業所内保育」等	なし
企 業 主 導 型 保 育	0～2 歳児	従業員のお子さん、保育が必要とされる地域のお子さんを保育する施設	エミーズナーサリー

2 認定の内容

認定内容には、認定区分、保育必要量、保育を必要とする事由、認定期間の4つの項目があります。

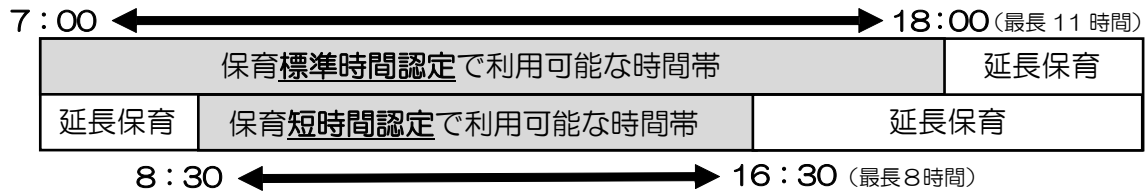
①認定区分 子どもの年齢と、利用施設による区分です。

認 定	年 齢	保育の必要性	利用時間	利用できる施設
1 号	満3歳以上	なし	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）
2 号	満3歳以上	あり	保 育 短 時 間 保育標準時間	・保育所 ・認定こども園（保育所部分）
3 号	満3歳未満	あり	保 育 短 時 間 保育標準時間	・保育所 ・認定こども園（保育所部分） ・地域型保育

②保育必要量（保育時間）

保護者の就労等の状況に応じて保育必要量の認定（保育標準時間認定又は保育短時間認定）を行います。

立山町の保育所等の場合



「保育標準時間」又は「保育短時間」の利用時間は、上表の色のついた部分の時間内で、必要な時間利用することができます。また、利用可能な時間帯を超える場合には、延長保育を利用することができます。

延長保育には別途延長料金がかかります。ただし、送迎の前後の時間に習い事や買い物等、認定した「保育を必要とする事由」以外で活動する時間には利用できません。

③保育を必要とする事由

2号認定、3号認定を受けるためには、次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。また、就労時間などによって、保育の必要量（保育を受けられる時間）が変わります。

保育を必要とする事由	詳 細	保育必要量
就 労 等	家庭外で仕事や、家庭内で日常の家事以外の仕事を常態としているためお子さんを保育できない場合	標準時間 または短時間（※）
就 学 ・ 職 業 訓 練	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）の場合	
親 族 の 介 護 ・ 看 護	保護者が同居または長期入院している親族を常時介護・看護している場合	
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか又は出産後間もない場合	標準時間 （状況によって短時間認定可能）
保護者の疾病、障害	保護者が病気、負傷、心身に障害があるためお子さんを保育できない場合	
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合	
児 童 虐 待 ・ D V	児童虐待やDVを受けている又は再び受けるおそれがあると認められる場合	短時間
求 職 活 動 （注1）	求職活動（起業の準備及び派遣者で派遣先が未定の場合を含む。）を継続的に行っている場合（就労予定であること）	
育 児 休 業 中 の 特 例 （注2）	（継続児のみ適用）育児休業を取得する場合であって、育児休業に係る乳児以外の児童（兄・姉）が既に保育所等を利用しており、子どもの発達上環境の変化が好ましくないと認められる場合で、育児休業中に保育所等を引き続き利用することが必要であると認められる場合	

※認定要件の月当たりの所要時間により必要量を定めます。

120 時間以上であれば保育標準時間と認定し、48 時間以上 120 時間未満であれば保育短時間と認定します。（休憩時間を除く）

なお、120 時間未満であっても、保育短時間の時間帯を超えた利用が必要である場合は、申立書の提出により保育標準時間の認定ができる場合があります。

（注 1）一年度内に父母、それぞれ 1 回限りとし、年度内で繰り返しこの事由により入所することはできません。また、認定の期間は 3 か月となります。

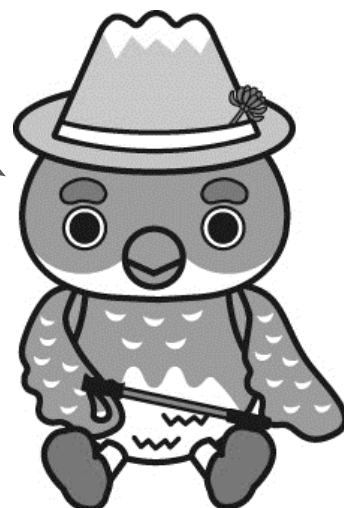
（注 2）保護者が育児休業を取得した場合、既に入所しているお子さんは原則、退所となります。

ただし、子どもの発達上環境の変化が好ましくないと認められる場合で、育児休業中に保育所等を引き続き利用することが必要であると認められる場合、継続入所を認める特例です。（15 ページ参照）

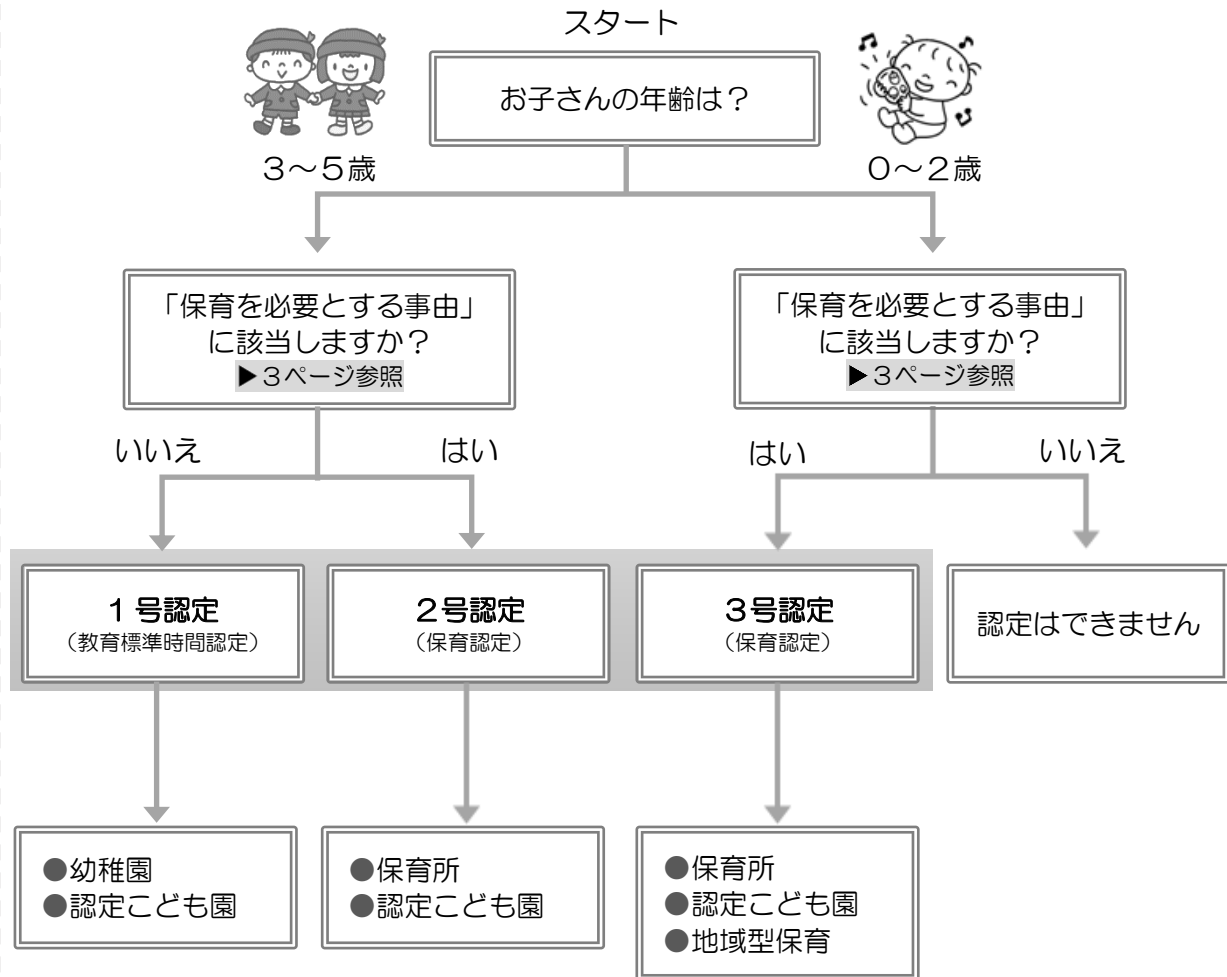
④ 認定期間

保育を必要とする事由	認定期間
就 労 等	小学校就学前まで
就 学 ・ 職 業 訓 練	卒業・修了予定日が属する月の月末まで
親 族 の 介 護 、 看 護	小学校就学前まで ※ただし、保育の必要性が明らかであればその範囲内に限ります。 （診断書の期間等）
保護者の疾病、障害	
妊 娠 ・ 出 産	産前 2 か月、産後 3 か月（出産月を含む） ※多胎の場合は、出産予定日の 3 か月前から入所可能です。
災 害 復 旧	小学校就学前まで（必要と認められた期間まで）
児 童 虐 待 ・ D V	
求 職 活 動	求職活動開始又は入所日から 3 か月まで
育 児 休 業 中 の 特 例	事情を勘案して町が定める期間

次のページで認定区分を
確認してみよう！



認定区分フローチャート



入所申請について

1 入所希望調査書及び申請書類の配布

立山町健康福祉課児童福祉係で配布しています。

立山町ホームページからダウンロードもできます。

※年度途中の申込みについては、入所希望者数を把握するため、入所希望月の2か月前までに「入所希望調査書」を提出ください。入所申請期間は、希望月の前々月1日から前々月末日までです。

2 入所申請書類の配布・受付場所

立山町健康福祉課児童福祉係（立山町前沢 1169 元気交流ステーションみらいぶ3階）

受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始は除く）

3 入所申請受付期間

◆4月入所申請

	受付期間	結果通知
第1次	令和7年10月1日 ～令和7年11月7日	令和8年2月初旬発送（予定）
第2次	令和8年1月19日 ～令和8年2月4日	令和8年2月中旬発送（予定）

※申請時に面接を行いますので、お子さんと一緒にお越しください。

※第2次の対象者は第1次の受付期間に申し込みが間に合わなかった方です。

◆5月～3月入所申請（途中入所）

入所希望月	受付期間
5月	令和8年3月2日（月）～令和8年3月31日（火）
6月	令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）
7月	令和8年5月1日（金）～令和8年5月29日（金）
8月	令和8年6月1日（月）～令和8年6月30日（火）
9月	令和8年7月1日（水）～令和8年7月31日（金）
10月	令和8年8月3日（月）～令和8年8月31日（月）
11月	令和8年9月1日（火）～令和8年9月30日（水）
12月	令和8年10月1日（木）～令和8年10月30日（金）
1月	令和8年11月2日（月）～令和8年11月30日（月）
2月	令和8年12月1日（火）～令和8年12月28日（月）
3月	令和9年1月4日（月）～令和9年1月29日（金）

※申請時に面接を行いますので、お子さんと一緒にお越しください。

※結果の通知は入所月の前月中旬発送予定です。（例 5月末日締切分は、6月中旬）

4 申請に必要な書類

- ☐ ●施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書兼保育所等入所申込書
- ☐ 父母それぞれの保育を必要とする事由を証明する書類（下表参照）
- ☐ ●保育時間届出書
- ☐ ●健康調査票
- ☐ ●個人番号（マイナンバー）提供書
- ☐ 申請者の個人番号（マイナンバー）確認書類と窓口に来られる方の身元確認書類（次ページ参照）
- ☐ その他（各種手帳及び受給者証の写し、委任状など必要に応じてご提出いただく場合があります）

◎上記書類は児童それぞれに必要なです。兄弟同時に申請される場合、保育事由の証明書類は最年少児に原本、それ以外の児童は写し（コピー）を添付してください。第三者からの証明書類は、発行から3か月以内のものが有効です。

保護者の状況等	必要書類	その他事項
家庭外の就労	●「就労証明書」	勤務先が証明したものを提出してください。有効期限は証明日から3か月以内です。
自営業・内職	①●「就労証明書」 ②「確定申告書（写）」又は 「個人事業の開業届出書（写）」等	自営・内職、農業の手伝い等で給金の発生しない場合は、保育の必要性が高い就労とみなしません。
農業	①●「就労証明書」 ②「農業所得の確定申告書（写）」等	
妊娠・出産	①●「出産等申立書」 ②母子健康手帳（写） ※表紙の番号、出産予定日が分かるページ	出産予定月とその前後2か月の5か月以内の入所が可能です。多胎の場合は、出産予定日の3か月前から入所可能です。
保護者の疾病	①●「疾病等申立書」 ②「医師の診断書」	入院・治療期間や医師の診断等によって、入所期間が限定される場合があります。
保護者の障害	①●「疾病等申立書」 ②「診断書」又は障害者手帳（写） ※氏名、障害の等級と内容が分かるページ	障害者手帳（身体障害は1～4級）をお持ちの方は、障害者手帳の写しをもって診断書の代わりにすることができます。
親族の介護・看護	①●「介護等申立書」 ②介護保険被保険者証（写）や障害者手帳（写）、「医師の診断書」等	保護者が同居または長期入院している親族を常時介護・看護していること。
求職活動 ※起業準備、派遣就労先未定を含む	①●「求職活動等申立書」 ②「求職カード（写）」又は雇用保険受給資格者証（写）等 ③●「保育実施に関する申立書」 ※起業準備のみ	申請後に就労内定が決まった場合は、「就労」への認定変更手続きが必要です。入所して3か月以内に就労の確認ができない場合は退所となります。
就学 ※職業訓練を含む	①●「保育実施に関する申立書」 ②「在学証明書」又は「学生証（写）」 ③就学の期間・日数・時間がわかるもの	保護者の卒業・修了予定月までの入所となります。卒業又は修了後すぐに就労される場合は、「就労」への認定変更手続きが必要です。
育児休業 ※継続児のみ	①●「育児休業に係る保育継続申込書」 ※健康福祉課窓口及び入所施設で配布しています。	勤務先が証明し、保育所長の意見を付したものがが必要です。 ※新規申請はできません。
その他	①●「保育実施に関する申立書」 ②その事由を証明するもの	災害復旧や児童虐待・DVの事由の場合は直接児童福祉係へご相談ください。

※ ●印が付いた書類は立山町ホームページからダウンロード可能です。

5 個人番号（マイナンバー）確認書類

行政の効率化、利便性向上の目的のためにマイナンバー制度が実施されており、保育所等への入所申込みの際に、マイナンバーの提出と本人確認書類の提示を必要としています。それにより、入所申込み時に所得課税証明書の提出が不要となります。

申請時に窓口を持参する個人番号（マイナンバー）確認書類は、申請する保護者の方のみで結構です。申請する保護者の方が「個人番号（マイナンバー）提供書」を記入する際に、ご家族のマイナンバーを確認するようお願いします。

個人番号確認書類（コピー不可）

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し
- ・通知カード（氏名、住所等の記載事項に変動がない場合に限り利用可）

6 身元確認書類

申請手続きの際は、窓口に来られた方が申請者本人であること確認させていただきます。
以下の身元確認書類をお持ちください。

なお、代理人の方（申請者以外の方）が窓口にお越しになる場合は、委任状の提出と代理人の方の本人確認をさせていただきます。申請書の保護者（申請者）欄に、父の氏名を記入された場合で、窓口に母がお越しになる場合、母は代理人となります。

顔写真付き身分証明書 （いずれか1点による確認）	写真なしの身分証明書 （2点以上による確認）
・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等	・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

7 入所申請についての注意事項

- ・一度受付した書類は返却できません。必要に応じて（ハローワークへ育児休業給付金の支給期間延長手続きの為など）、提出前にご自身でコピーを取ってください。
- ・立山町に年度内に転入予定の方も申請することができます。申請書の余白に転入予定月と立山町の住所を記載してください。入所月の前月末日までに立山町に転入していない場合は、内定が取消となります。
- ・施設の入所が決定した場合は、各施設で入所説明会を行います。令和8年4月入所の方は、令和8年2月下旬から各保育所等で実施します。入所施設から案内がありますので、ご参加ください。令和8年5月以降の途中入所の方は、町から「入所承諾書」が届きましたら、保護者から入所施設へ直接お問い合わせください。

8 その他

総務省ぴったりサービス（マイナンバーカード所有者のみ）から電子申請が可能です。受付の完了には電子申請、添付書類の提出及び児童の面接が必要です。電子申請受付後、児童福祉係から児童の面接等について案内いたします。添付書類の提出及び児童の面接をもって入所申込完了とします。

利用調整基準について

保育所等の入所について、施設の受入可能数を超える申請があった場合には、立山町が利用調整を行い、入所者を決定します。

利用調整は「立山町保育所等入所利用調整に関する基準」に基づき、利用者ごとに点数付けを行い、点数の高い家庭を優先して入所を決定します。

◆立山町保育所等入所利用調整に関する基準

保育所等の入所について、施設等の受入れ可能数を超える申請があった場合における利用調整基準（優先順位）について定めるもの。

1 利用調整の前提について

- ・利用調整は、入所申請書類の内容が、入所申請時の保護者の状況が入所月においても変更がないことを前提として行います。申請から入所時までにおいて世帯状況（結婚・離婚）・就労状況（退職・転職・就労時間の短縮等）の変更があった場合は、変更後の内容に基づき利用調整を見直します。その結果、内定に至らない場合は内定取り消しまたは退所になることがあります。
- ・申請書類に虚偽の記載内容があると判断した場合は、内定取消しまたは退所になります。
- ・入所時の世帯状況等が変わる可能性がある場合は、速やかに健康福祉課児童福祉係までご連絡ください。

2 優先順位について

- （１）基準表（別表）で父母（父母ともに不在の場合は、児童の保護者と読み替える）について採点し、点数の低い者を採択し比較する。（合計点数の高い家庭を優先させる。）
- （２）基準表（別表）で同点の場合は、第１希望、第２希望の順に優先させる。（第３希望以降も同様の考えとする。）
- （３）希望状況においても同位となる場合は、①～⑤の順に優先順位を判定する。ただし、①～⑤に関わらず、新規入所申込者を転園申込者より優先する。

- ① 調整（加算・減算）項目の合計得点（高い方を優先させる。）
- ② 当該児童の出生順位（同一生計でない者は除外。出生順位の低いものを優先させる。）
- ③ 未就学児童の多い世帯（同一世帯でない者は除外。より多子である方を優先させる。）
- ④ 保育を必要とする日（家庭における保育を必要とする事由の発生日（下表）を比較し、日付の早い方を優先させる。）
- ⑤ 経済状況（住民税課税所得金額の低い世帯を優先させる。未申告や転入者で課税資料未提出は比較不能なため、最も優先度を低く扱う。）

保育を必要とする事由	保育を必要とする事由の発生日（判断基準日）
就労（育児休業明けを除く）	就労日（就労日が支給認定期間初日より前の場合は、支給認定期間初日とする。）又は就労予定日
就労（育児休業明け）	就労復帰予定日（定員により入所不承諾となり、育児休業を延長した場合は、変更前の就労復帰日）
妊娠・出産	支給認定期間初日
疾病・障害・介護	支給認定期間初日
就学	就学日（就学日が支給認定期間初日より前の場合は、支給認定期間初日とする。）又は就学予定日
求職活動	支給認定期間初日
災害復旧	支給認定期間初日

- （４）生命又は身体に危害を及ぼす暴力や言動を受けており、緊急に児童の保護が必要と認められる場合など、児童福祉の観点から町長が特に必要と認める場合には、上記によらず保育所等の利用を認めることがある。

3 基準表

1. 基礎点数

番号	状況	細目	点数	父	母
1	就労等 ・家庭外就労 ・自営業 ・内職 ・農業	①月 180 時間以上就労 (休憩を含み、超過勤務を除く。以下同じ。)	11		
		②月 160 時間以上 180 時間未満就労	10		
		③月 140 時間以上 160 時間未満就労	9		
		④月 120 時間以上 140 時間未満就労	8		
		⑤月 100 時間以上 120 時間未満就労	7		
		⑥月 80 時間以上 100 時間未満就労	6		
		⑦月 80 時間未満就労 (月の実労働時間が 48 時間以上)	5		
2	妊娠・出産	分娩・休養のため保育ができない場合 切迫流産・早産は「3 疾病・負傷」の基準で判断する。 ※母が妊娠出産の場合は、父親の点数によらず母の点数を用いて採点する。(父求職 の場合を除く。)			
		①出産予定月の前々月から入所	10		
		②出産予定月の前月から入所	11		
		③出産予定月以降の入所	12		
3	疾病・負傷	①疾病・負傷により常時臥床又は 1 か月以上の入院	11		
		②精神疾患の場合	10		
		③疾病・負傷の治療や療養のため 1 か月以上の自宅での安静加 療を指示されている場合	9		
		④慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1 か月以上 の自宅での療養を指示されている場合	8		
4	障害	①身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、 療育手帳の交付を受けていて、保育が困難な場合	11		
		②身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付 を受けていて、保育が困難な場合	10		
		③身体障害者手帳 4 級の交付を受けていて、保育が困難な場 合	8		
5	親族の介護・看護	①病院等居宅外で介護・看護をする場合は、要する時間を「1」 の基準で判断する。			
		②居宅内で介護・看護する場合は、要する時間を以下の基準で 判断する。			
		(1) 月 180 時間以上介護・看護	10		
		(2) 月 160 時間以上 140 時間未満介護・看護	9		
		(3) 月 140 時間以上 120 時間未満介護・看護	8		
		(4) 月 120 時間以上 140 時間未満介護・看護	7		
		(5) 月 100 時間以上 120 時間未満介護・看護	6		
		(6) 月 80 時間以上 100 時間未満介護・看護	5		
6	災害復旧	(7) 月間 80 時間未満介護・看護 (月の実介護・看護時間が 48 時間以上)	4		
		①災害復旧に要する時間を「1」の基準で判断する。			
7	就学・職業訓練	①月の授業時間(休憩時間を含む)を基に、「1」の基準で判 断する。			
8	求職活動 (起業準備含む)	①求職活動をしている場合(ひとり親家庭で、自立支援のため の配慮を要する場合 (同居祖父母なし 10 点・祖父母同居あり 8 点))	10※ 8※		
		②上記以外で求職活動をしている場合	3※		
		③企業準備は要する時間を基に「5②」の基準で判断する。			
9	虐待・DV	①関係機関から支援要請がある場合のみとし、「5②」の基準 で判断する。	17※		

※については、調整項目に加算・減算は行わない。

2. 調整（加算・減算）項目

項目	状況	点数	父	母
a	ひとり親世帯	2		
b	生活保護世帯	2		
c	特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業で保育士・幼稚園教諭・保育教諭・看護師・准看護師として勤務又は勤務予定の職員である。	4		
d	既に兄弟姉妹（1号認定又は幼稚園利用）が入所している施設への入所・転所希望 ただし兄弟姉妹が同施設で2号認定を申請している場合に限る。 ※e・fを優先し、e・fとの重複加算はしない。	3		
e	既に兄弟姉妹（2・3号認定児童に限る）が入所している施設への入所希望 ただし兄弟姉妹が入所希望月に在籍していることを条件とする。	4		
f	1か月以上兄弟姉妹が別々の施設に入所（2・3号認定児童に限る）している世帯において、兄弟姉妹が同じ施設を利用できるよう転所を希望する場合 ※fを優先し、eとの重複加算はしない。	5		
g	就労で施設利用していたが、育児休業取得のため退所若しくは2号から1号に認定変更していた場合（保護者が育児休業明けの場合のみ加算対象とする。また同時入所希望の児童も加算対象とする。）	4		
h	認定こども園に入所している児童が1号から2号に認定変更となり、引き続き当該施設の利用を希望する場合 ※gを優先し、gとの重複加算はしない。	1		
i	兄弟姉妹3人以上の新規同時申請（転所は除く）	2		
j	多胎児（双子）の新規同時申請（転所は除く）	1		
k	小規模保育所等の地域型保育事業の事業所内保育所等に通園し、満了で終了した児童	3		
l	前年度途中入所申請時に定員を超えていたため入所できず、やむを得ず育児休業を延長した場合（4月入所のみ）	2		
m	育児休業から復帰を予定して入所申請をしていたが、入所ができないまま保護者が勤務復帰した場合	1		
n	転所申請で、転居・転勤・転職等で著しく通園が困難になる理由がない場合。 なお、4月転所は、減点しない。※d・fに該当する場合はこの項目の対象外とする。	-5		
o	同じ申請年度中に、入所承諾を辞退した場合	-7		
合計				

※父母のうち低い点数をもって採用し、利用調整を行う。（妊娠・出産以外）

4 広域入所の取扱い

町外に居住する保育認定を受けた児童が、町内の特定教育・保育施設等を利用する場合について本町に居住する児童の利用調整後、希望施設において児童の受入れが可能な場合にのみ利用できるものとする。

広域入所について（町外への申請、町外からの申請）

各市町村の所管を超えて、保育所等を利用することをいいます。利用に際しては、基本的には市町村間で協議（管外協議）を行い、その利用の可否を決定することになります。

※締切日や必要な書類、保育施設の状況、申請の手順などについては各市町村により異なりますので事前にご相談ください。

1 立山町内にお住まいで、立山町外にある保育施設へ入所を希望する方

(1) 申込み先 立山町健康福祉課児童福祉係

(2) 注意事項

- 希望する保育施設の所在する市町村の申請締切日 2 週間前までに書類の提出が必要です。
- 立山町内の施設との併願申請はできません。
- 申請後、保育施設の所在する市町村からの利用調整結果が届き次第、立山町から連絡します。

(3) 受入れ要件

- 受入れ要件は保育施設の所在する市町村が定めていますので、申請内容によっては、受付されない場合があります。

2 立山町外にお住まいで、立山町内の保育施設へ入所を希望する方

(1) 申込み先 お住まいの市町村の保育所担当課窓口

(2) 注意事項

- 申請後、立山町への入所協議書類の到着をもって受付します。（締切日必着です。申請締切日は 6 ページを参照してください。）

(3) 受入れ要件

【保護者が就労の場合】

- 両親どちらかの職場が立山町にあり、お住まいの市町村の保育所等の開設時間に送迎が間に合わない場合
- 立山町が両親どちらかの職場への通勤経路である場合（ただし 0 歳児を除く）
- 祖父母宅が立山町にあり、かつ両親が送迎できず、祖父母が送迎を行う場合

【その他の理由】

- 立山町に年度内に引っ越し予定（考えている）の場合

注意事項

※広域入所は、保育施設のある市町村に居住している児童が優先となりますので、希望施設に入れない場合があります。

※広域入所の申込は、毎年新規での申込となります。すでに入所している場合でも、継続して入所できるとは限りません。

※入所希望施設は、同一市町村内に限ります。

入所してからの注意事項

教育・保育給付認定や保育料算定については、入所申込み時に届け出ていただいた世帯状況・就労状況等に基づいて行います。入所以降、世帯状況・就労状況等に変更があった場合は、以下に定める書類を立山町健康福祉課児童福祉係へ提出してください。

認定等の変更は、原則として町が書類を収受した日の翌月分から反映されます。

※認定内容に変更がある場合は、事由変更月の前々月 21 日～前月 20 日までに、必ず書類を提出してください。（育児休業取得者の提出期間は 15 ページを参照）

1 世帯状況に関する変更の届出

	変 更 内 容	提 出 書 類	備 考
1	立山町内での転居	・施設継続利用に関する現況届（変更）	（※1）
2	立山町外への転出	・保育の実施辞退願書	（※1）
3	保護者の離婚	・施設継続利用に関する現況届（変更） ・離婚日が確認できる公的書類の写し（※2）	手続き翌月以降分から、保育料等が変更になることがあります。
4	保護者の結婚（内縁関係を含む）	・施設継続利用に関する現況届（変更） ・婚姻日が確認できる公的書類の写し（※2） ・配偶者の保育を必要とする事由の証明書類（2・3号認定のみ） ・個人番号（マイナンバー）提供書（※3）	
5	離婚・結婚以外の理由による同居家族の増減	・施設継続利用に関する現況届（変更） ・個人番号（マイナンバー）提供書（世帯員増のとき ※3）	
6	氏名の変更	・施設継続利用に関する現況届（変更）	（※1）
7	ひとり親家庭等医療費受給資格の取得・喪失	・施設継続利用に関する現況届（変更） ・受給者資格証の写し（取得のとき）	手続き翌月以降分から、保育料等が変更になることがあります。
8	世帯員の次の資格の取得・喪失 1.身体障害者手帳 1 級～4 級・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 2.特別児童扶養手当受給者証 3.国民年金の障害基礎年金証書	・施設継続利用に関する現況届（変更） ・各種手帳及び証書の写し（取得のとき）	

※1 利用している保育施設等を経由して提出できます。

※2 戸籍の全部事項証明書のほか、婚姻届・離婚届の受理証明書などが該当します。

※3 個人番号（マイナンバー）提供書を提出される場合には、申請者の個人番号確認書類と身元確認書類の提示が必要です。

2 就労状況に関する変更の届出

	変 更 内 容	提 出 書 類	備 考
1	雇用期間、就労先及び就労時間の変更	- 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定変更申請書（保育必要量に変更が生じない場合は不要） - 就労証明書（※3）	保育必要量に変更が生じる場合は、原則として手続きの翌月以降から変更されます。
2	就労先の退職・自営業の廃業	保育の実施辞退願書	保育を必要とする事由がなくなるため、月末で退園となります。（※4） 翌月以降も継続して入所を希望する場合は、その月の20日までに、保育を必要とする事由の証明書類を提出してください。
3	産前・産後休業を取得するとき	- 出産等申立書（継続児用） - 母子健康手帳の写し（表紙の番号、出産予定日が分かるページ）	（※4）
4	育児休業を取得するにあたり、保育の継続利用を希望するとき	- 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定変更申請書 - 育児休業に係る保育継続申込書	育児休業中の保育継続利用についての詳細は15ページを参照してください。
5	育児休業を終了し、復職するとき	- 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定変更申請書 - 就労証明書	

※3 保育必要量に変更が生じない場合は利用している保育施設等を経由して提出できます。

※4 利用している保育施設等を経由して提出できます。

3 保育を必要とする事由を変更したい場合の届出

保育を必要とする事由については3ページを参照してください。

【提出書類】

- 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定変更申請書
- 保育を必要とする事由を証明する書類（7ページを参照）

4 認定基準上の保育必要量と異なる保育必要量に変更したい場合

	変 更 内 容	提 出 書 類	備 考
1	標準時間→短時間への変更	- 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定変更申請書 - 就労証明書	
2	短時間→標準時間への変更	- 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定変更申請書 - 就労証明書 - 保育認定に関する申立書	就業時間の都合等、保育短時間の時間帯を超えた利用が必要である場合、標準時間への変更申請が可能です。

5 育児休業を取得する場合

保護者が育児休業を取得した場合、既に入所しているお子さんは原則、退園となります。
ただし、保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと認められる場合に限り、継続入所を認める場合がありますので立山町健康福祉課児童福祉係で手続きをしてください。

【提出期間】

育児休業開始月の前月 21 日～育児休業開始月 20 日まで

※育児休業開始日が 1 日の場合のみ、育児休業開始月の前々月 21 日～前月 20 日まで

6 支給認定区分を変更（1号⇔2号）したい場合

1号から2号へ認定区分を変更する場合は、新規入所希望の方と同様の流れになりますので、変更希望月の前々月1日から前々月末日までに「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定変更申請書」と保育を必要とする事由を証明する書類を立山町健康福祉課児童福祉係へご提出いただき、利用調整後、結果を通知いたします。

2号から1号への変更の場合は、「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定変更申請書」の裏面の施設記載欄を施設で記載後、立山町健康福祉課児童福祉係へご提出ください。

7 事情により退園する場合

退園される場合は、「施設型給付費・地域型給付費 支給認定辞退願書」を施設へ提出してください。

8 入所している施設を変更（転所）したい場合

転所希望の場合も、新規入所希望の方と同様の流れになりますので、転所希望月の前々月1日から前々月末日までに「保育所転園申込書」と保育を必要とする事由を証明する書類を立山町健康福祉課児童福祉係へご提出いただき、利用調整後、結果を通知いたします。

育児休業中の転所希望については、受付いたしません。

保育料・副食費について

保育施設は、国・県及び町の負担金並びに保護者の負担する保育料によって運営されています。保育料は、家計に与える影響を考慮し、所得に応じて定める額を負担していただくこととなっております。

※3歳以上の保育料は令和元年10月より無料となっています。ただし、副食費はかかります。

※ひとり親家庭や障害者の方と同居されている場合（以下「母子世帯等」といいます。）は、階層により保育料が軽減される場合があります。

※ご利用する保育施設による保育料の違いはありません。

1 保育料の算定について

保育料は、保護者（原則、父母とし内縁関係を含む。）の市町村民税課税額で算定します。ただし、父母の市町村民税が非課税の場合で、父母以外に家計の主宰者（同居の祖父母等）がいる場合は、主宰者を含めて算定します。（市町村民税は前年中の所得に基づいて当年度に課税するものです。）

	← 令和8年4月～令和8年8月 →	← 令和8年9月～令和9年8月 →
算定根拠	令和7年度市町村民税課税額で算定 ※令和6年1月～令和6年12月の所得を基に課税	令和8年度市町村民税課税額で算定 ※令和7年1月～令和7年12月の所得を基に課税

※保育料は、毎年9月に改定します。改定後、保育料決定通知書をお渡しします。

令和8年度当初の保育料決定通知書と新3歳児の保育料無償のお知らせは、令和8年3月末に郵送いたします。継続児の方で、保育料に変更がない場合は、保育料決定通知書の送付はありません。年度途中入所のお子さんについては、入所決定時に送付いたします。

【保育料算定上の注意事項】

- ① 所得が未申告（無収入を含む）の方は、役場税務課又は税務署等で申告してください。
- ② 海外赴任中や海外から転入された方で市町村民税の課税がない場合も、海外での収入を含む前年中の収入をもとに市町村民税額を推計し、保育料を算定します。
- ③ 保育料算定に必要な税資料が確認できない場合は、一旦最高額で決定しますが、確認でき次第正しい保育料に算定しなおします。ただし、年度を遡っての更正はいたしません。
- ④ 諸事情で長期欠席の場合でも退所の手続きをしていない場合は、保育料をお支払いいただきます。

2 保育料・副食費のお支払いについて

保育料・副食費は入所する施設によって納入先が異なります。

施設の種類	保 育 料	副 食 費
公立保育所	立山町へ納入	立山町へ納入
公設民営保育園（みどりの森、あおぞら、かがやき）	立山町へ納入	施設へ納入
私立保育所	立山町へ納入	施設へ納入
私立認定こども園	施設へ納入	施設へ納入
地域型保育事業	施設へ納入	-

※立山町への納入は口座振替となります。振替日は、**翌月の10日**です。引き落としができなかった場合は、同月25日に再度振替させていただきます。振替日（再振替日）が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。

※施設へ納入する場合は、各施設で異なりますので、施設へお問い合わせください。

3 保育料（利用者負担額）基準表

幼児教育・保育の無償化により、**3歳以上の児童は無料**となります。

年齢区分は、保育の実施を受けた日の属する年度の4月1日の年齢で決定します。

階 層 区 分				3 歳未満児	
				保育標準時間	保育短時間
第1 階層	生活保護世帯			0 円	0 円
第2 階層	市町村民税非課税世帯			0 円	0 円
第3 階層	市 町 村 民 税 課 税 世 帯 であ つて、その所得割額が 次の区分に該当する世帯	48,600 円未満	課税世帯	6,300 円	6,200 円
			うち母子世帯等	0 円	0 円
第4 階層		48,600 円以上 97,000 円未満	課税世帯	25,000 円	24,600 円
			うち 77,101 円未満 の母子世帯等	0 円	0 円
第5 階層		97,000 円以上 169,000 円未満		35,800 円	35,100 円
第6 階層		169,000 円以上 301,000 円未満		42,400 円	41,700 円
第7 階層		301,000 円以上 397,000 円未満		45,800 円	45,000 円
第8 階層		397,000 円以上		49,200 円	48,400 円

- *1 世帯の階層区分は、入所児童の父母の課税額の合計額で決定します。
ただし、父母の課税額が非課税の場合は、世帯のうち家計を主宰する同居の親族（祖父母等）の税額も含め、保育料を決定する場合があります。
- *2 市町村民税額は、寄付金控除（国・地方公共団体等に対する寄付金）、配当控除、住宅借入金特別控除などを適用する前の税額を対象とします。
- *3 同一世帯において、就学前のお子さんが複数人いる場合で保育所等へ2人以上同時入所しているときは、原則として、最も年齢の高い児童が基準額どおり、次に高い児童が半額、その他の児童が無料となります。
- *4 同一世帯において、同一生計の第3子以降のお子さんは無料となります。
- *5 第3階層の第2子の保育料は無料となります。
- *6 第4階層の市町村民税所得割課税額 57,700円未満の世帯については、第1子の保育料は半額、第2子の保育料は無料となります。（多子世帯における年齢制限撤廃）
- *7 企業主導型保育園「エミーズナーサリー」は認可外保育園となりますので、保育料については、施設へお問い合わせください。

※年度途中で満3歳を迎えた方は、翌年度の4月から無償化の対象となります。

※「母子世帯等」は、以下の書類をお持ちの世帯が該当します。

- ア. ひとり親家庭等医療費受給資格者証
- イ. 身体障害者手帳1級～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ウ. 特別児童扶養手当受給者証
- エ. 国民年金の障害基礎年金証書

4 副食費の免除・軽減について

0歳～2歳児は、保育料の中に主食費、副食費（おかず、おやつ代）が含まれています。3歳～5歳児は、副食費のみかかります。主食はご家庭でご用意いただきます。

※年齢区分は、保育の実施を受けた日の属する年度の4月1日の年齢で決定します。

※多子世帯等の免除制度があります。（下表）

※副食費の額は、各施設により異なりますので、入所施設でご確認ください。

【1号認定】※空欄に該当する世帯は、保護者負担があります。

階 層 区 分		第1子	第2子		第3子	
			同時入所	同時入所以外	同時入所	同時入所以外
第1階層	生活保護世帯	免除	免除	免除	免除	免除
第2階層	市町村民税非課税世帯 （市町村民税均等割のみ課税世帯含む）	免除	免除	免除	免除	免除
第3階層	市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	免除	免除	免除	免除	免除
第4階層	77,100 円以下				免除	
第5階層	77,101 円以上 211,200 円以下					
	211,201 円以上				免除	

※階層区分の決定方法は、保育料に準ずる。

【2号認定】※空欄に該当する世帯は、保護者負担があります。

階 層 区 分			第1子	第2子		第3子	
				同時入所	同時入所以外	同時入所	同時入所以外
第1階層	生活保護世帯		免除	免除	免除	免除	免除
第2階層	市町村民税非課税世帯		免除	免除	免除	免除	免除
第3階層	48,600 円未満		免除	免除	免除	免除	免除
第4階層	57,700 円未満		免除	免除	免除	免除	免除
	市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	57,700 円以上 77,101 円未満	課税世帯			免除	免除
		うち母子世帯等	免除	免除	免除	免除	免除
	77,101 円以上 97,000 円未満					免除	免除
	97,000 円以上 169,000 円未満					免除	免除
第5階層	169,000 円以上 301,000 円未満					免除	免除
第6階層	301,000 円以上 397,000 円未満					免除	免除
第7階層	397,000 円以上					免除	免除
第8階層						免除	免除

※階層区分の決定方法は、保育料に準ずる。

子育てのための施設等利用給付認定について

令和元年10月1日から始まった「幼児教育・保育無償化」において、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料については、あらかじめ「施設等利用給付認定」を受けた場合、施設等利用給付の対象となり、無償化の対象となります。

施設等利用給付認定は申請書を立山町で受付した日よりさかのぼって認定することはできません。必ず事前に申請してください。

【認定可能な利用サービス】

- ア. 私学助成幼稚園
- イ. 認可外保育施設
- ウ. 一時預かり事業、幼稚園や認定こども園の預かり保育事業
- エ. 病児保育事業
- オ. ファミリー・サポート・センター事業

【対象となる児童】

- 新1号認定：幼稚園（新制度園を除く）を利用する満3歳以上の児童
- 新2号認定：保育が必要な理由に該当する3歳児（年少）から5歳児（年長）の児童
- 新3号認定：保育が必要な理由に該当する住民税非課税世帯の0歳から2歳児の児童

※教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている場合や企業主導型保育事業を利用している場合は、この認定の対象外となります。

【保育の必要性について】

新2号認定、新3号認定を受けるには、保護者の就労、妊娠・出産、疾病・障害などの、保育の必要性（家庭において必要な保育を受けることが困難である理由）が必要です。具体例は、3ページの保育を必要とする事由（2号・3号）をご参照ください。

1 1号認定で、かつ在籍する幼稚園や認定こども園の預かり保育を利用する児童

【新2号認定・新3号認定】

対象児童の預かり保育の利用料が無償化の対象となります。

実費徴収（日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費など）は対象外です。

- ・新2号認定…月 11,300 円（450 円×利用日数）まで無償化
- ・新3号認定…満3歳に達する日からその日以後の最初の3月31日までの間の利用については、月 16,300 円（450 円×利用日数）まで無償化

2 未就園児で、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する児童

【新2号認定・新3号認定】

施設の利用料が無償化の対象となります。

実費徴収（日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費など）は対象外です。

- ・新2号認定…月 37,000 円まで無償化
- ・新3号認定…月 42,000 円まで無償化

3 子育てのための施設等利用給付認定の申請について

◆申込必要書類

- ☐ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ☐ 個人番号（マイナンバー）確認書類…8ページを参照
- ☐ 保育を必要とする事由を証明する書類（新2号認定・新3号認定のみ）…7ページを参照

◆申込場所

立山町健康福祉課児童福祉係

◆申込期日

利用希望月の前々月1日から前々月末日まで（土日祝日の場合は直前の開庁日）

◆現況届について

認定を受けられた後、毎年、家庭状況に変更がないか、保育の要件を満たしているかを現況届にて確認させていただきます。（毎年12月頃予定）

4 子育てのための施設等利用給付認定の請求について

施設等利用給付は、償還払いになります。利用料は一旦、施設へお支払いいただきます。その後、立山町健康福祉課児童福祉係へ請求手続きをしてください。

◆請求に必要な書類

- ☐ 施設等利用費請求書（償還払い用）
添付書類：申請者名義の通帳又はキャッシュカードの写し（添付書類は初回のみ）
- ☐ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書
- ☐ 特定子ども・子育て支援提供証明書
- ☐ 活動報告書（ファミリー・サポート・センター事業利用の場合）

◆請求期日

3か月ごとにお支払いします。以下の表を目安にお手続きをお願いいたします。

利 用 月	請 求 期 日	振 込 月
4月、5月、6月	7月末日	8月
7月、8月、9月	10月末日	11月
10月、11月、12月	1月末日	2月
1月、2月、3月	4月末日	5月

特別保育事業について

1 延長保育について（事前に手続きが必要です。）

保育標準時間又は保育短時間の認定を受けた場合は、開園時間の範囲で保育時間の延長を利用することができます。利用する場合には、別途利用料金が必要です。

【利用料金】

	延長利用時間	日 額
保育短時間認定の方	7:00～8:30	300円
	7:30～8:30	200円
	16:30～17:30	200円
	16:30～18:00	300円
保育標準時間認定の方	18:00～19:00	300円（※1）
	18:00～20:00	600円（※2）

※1 毎月1日から月末までの利用料金の上限は2,500円です。

※2 毎月1日から月末までの利用料金の上限は5,000円です。

*保育標準時間認定のうち、保育料の階層区分が第1階層、第2階層の場合は減免措置があります。

第1階層…無料

第2階層…18:00～19:00の利用料上限額600円

18:00～20:00の利用料上限額1,200円

2 休日保育について（在園児が利用できます。）

就労により、日曜祝日も保育が必要な場合は、休日保育を利用することができます。

その場合は、休日に勤務を要する証明書等の提出が必要です。なお、原則保護者が勤務を要しない平日にお休みしていただきます。

【実施している施設】あおぞら保育園、かがやき保育園、高原保育園

【利用時間】午前8時30分から午後5時まで

3 年末年始保育について（在園児が利用できます。）

就労により、年末年始（12月29日から1月3日まで）も保育が必要な場合は、年末年始保育を利用することができます。

利用の場合は、年末年始に勤務を要する証明書等の提出が必要です。

4 一時預かりについて（事前に手続きが必要です。）

保育所等へ通園していないお子さんと、都合（仕事、通院、冠婚葬祭等）により保育できない場合に、一時的にお預かりします。

【実施している施設】みどりの森保育園、あおぞら保育園、かがやき保育園、高原保育園、むつみ幼稚園、エミーズナーサリー

【利用時間】午前8時30分から午後4時まで

【利用料金】平日：2,000円（昼食あり）*昼食なしの場合は、1,800円
土曜日：3,000円（高原保育園のみ実施）
日曜日・祝日：5,000円（高原保育園のみ実施）

*エミーズナーサリーの利用時間や利用料金は各施設へお問い合わせください。

5 預かり保育について（1号認定の在園児が対象です。）

認定こども園に在籍し、幼稚園部分を利用している児童が、教育時間以外（通常の教育時間外及び長期休業期間等）に保護者の都合により預かり保育が必要な場合に利用できます。

利用時間や利用料金については、各施設へお問い合わせください。

※保護者の状況により、子育てのための施設等利用給付を受けることができます。（19 ページ）

【実施している施設】 高原保育園、むつみ幼稚園

6 病児・病後児保育について（事前登録が必要です。）

病気等で集団保育が困難な場合、保護者の勤務等やむを得ない事由によりご家庭で看病を行うことができない場合にお預かりいたします。利用にあたっては、かかりつけ医の「診療情報提供書」が必要です。

【実施している施設】

病児・病後児保育室「ひまわり」（あおぞら保育園敷地内）

TEL：076-463-0062

【利用対象者】

立山町、富山市、舟橋村、上市町に住所を有する児童、又は立山町外に住所を有するが父母のいずれかの勤務地が立山町にある児童（生後6カ月から小学3年生まで）

【利用定員】

1日3名まで

【利用時間】

午前8時から午後6時まで

【利用料金】

1日 2,000 円（別途昼食代200円）

7 お迎え型病児保育について

●富山市まちなか総合ケアセンター病児保育室（TEL：076-461-4801）

保育所などで急にお子さんの体調が悪くなった時、保護者（近親者）に代わって、富山市の看護師と保育士がタクシーでお迎えに行き、かかりつけ医などを受診した後、センター内の病児保育室でお子さんをお預かりします。

詳しくは、富山市まちなか総合ケアセンター病児保育室へお問い合わせください。

【利用対象者】

富山市、立山町、滑川市、舟橋村、上市町に住所を有し、体調不良児型病児保育事業を実施していない保育所等に通っている満1歳以上の未就学児

※体調不良児対応型病児保育事業を実施していない町内施設：岩嶽保育所、下段保育所

【利用料金】

基本料金1回1律2,000円＋タクシー代の2分の1

※立山町民で利用された方には、別途タクシー代への助成制度がありますので、立山町健康福祉課児童福祉係へお問い合わせください。

立山町内の保育所等の紹介

*各施設の記事については、施設からいただいた原稿をそのまま掲載しています。

公設公営保育所

施設概要	岩嶺保育所（定員 50 名） ■所在地：岩嶺寺 105-8 ■電話番号：076-483-1451 ■入所可能年齢：満6カ月 ■開所時間：平日 7 時～18 時 土曜 7 時～18 時 ※土曜保育は、下段保育所で拠点保育となります。
紹介文	◇特別保育◇ ・延長保育（短時間認定のみ） ・年末年始保育（下段保育所で拠点保育となります。） ◇取り組み◇ ・地域活動事業として、地域の方とさつま芋の苗植えや芋ほりなどを行っています。 ・未就園児を対象に、にこにこ広場を年7回実施しています。 ◇特色◇ ・ぬくもりのある木造建築の施設で、中央に大きな吹き抜けがあります。周辺にはグリーンパーク吉峰があり、自然豊かな環境に立地しています。また、岩嶺寺駅や立山小学校が身近にあるので、散歩に出かけ、小学生や地域の人とのふれあいを楽しんでいます。 ・自然豊かな環境を生かし、生き物とのふれあいや野菜の栽培を通して心身ともに健やかな子どもを育てています。 ・3歳以上児は縦割り保育を基盤とし、年齢別保育も取り入れています。 ■諸経費・その他 ・保護者会会費あり（半年毎に集金） ・新学期用品や遠足などの行事に必要な経費は実費徴収します。 ・3歳児からスモックを着用しています。
町 HP より	QRコードを読み取ると、立山町HP「出産子育てサポートサイト」に掲載中の施設紹介が閲覧できます。 

公設公営保育所

施設概要	下段保育所（定員 70 名） ■所在地：榎 1 ■電話番号：076-463-1845 ■入所可能年齢：満 6 カ月 ■開所時間：平日 7 時～18 時 土曜 7 時～18 時 ※土曜保育は、下段保育所で拠点保育となります。
紹介文	◇特別保育◇ ・延長保育（短時間認定のみ） ・年末年始保育（下段保育所で拠点保育となります。） ◇取り組み◇ ・地域交流事業：地区公民館、地区社会福祉協議会、榎地区住民とのふれあい交流事業 ・異世代交流事業：小中学生との交流、地区高齢者とのふれあいなど ・子育て支援事業：にこにこ広場（未就園児の親子の集い年 7 回実施）で、育児相談や情報交換の場として子育てのお手伝いをしています。 ◇特色◇ ・3 歳以上児は、縦割り保育を生活の基盤とし、年齢別保育も取り入れています。 ・友情館での運動あそびや 5 歳児のサッカー教室（年 2 回）等の参加を通じて、健康な身体づくりに取り組んでいます。 ・5 歳児お茶会（年 3 回）を通じて、物事に取り組む集中力や落ち着いて人の話を聞こうとする態度を身に着けます。 ■諸経費・その他 ・保護者会会費あり（月 500 円、3 か月毎に集金） ・新学期用品や遠足等の行事に必要な経費は実費徴収します。 ・3 歳児からスモックを着用しています。
町 HP より	QR コードを読み取ると、立山町 HP「出産子育てサポートサイト」に掲載中の施設紹介が閲覧できます。 

公設民営保育園

施 設 名	みどりの森保育園（定員 110 名） （運営法人：社会福祉法人高原福祉会） ■所在地：高原ハツ屋 108 ■電話番号：076-462-2248 ■入園可能年齢：満6カ月 ■開園時間：平日 7 時～19 時 土曜 7 時～18 時
紹 介 文	◇特別保育◇ ・延長保育 ・年末年始保育 ・一時預かり ・体調不良児対応型病児保育 ・地域子育て支援拠点事業（のびのびひろば） ・マイ保育園 ◇特色◇ ・ぬくもりのあるやさしい環境の中で、子ども達を主人公として共に育ち合い、たくましい体と豊かな心を育てる保育をしています。 ・地域の方との交流を盛んに取り入れ、様々な体験を通して「人と関わる力」を育てています。 ■諸経費・その他 ・保護者会会費あり ・入園準備教材や遠足等行事に必要な経費は実費 ・2歳児の秋からスモック着用
町 HP より	QRコードを読み取ると、立山町HP「出産子育てサポートサイト」に掲載中の施設紹介が閲覧できます。 

公設民営保育園

施 設 名	かがやき保育園（定員 150 名） （運営法人：社会福祉法人相幸福祉会） ■所在地：前沢 2543-1 ■電話番号：076-463-4656 ■入園可能年齢：満6カ月 ■開園時間：平日 7 時～20 時 土曜 7 時～20 時 日祝日 8 時 30 分～17 時
紹 介 文	◇特別保育◇ ・延長保育（18：00～20：00） ・休日保育（8：30～17：00） ・年末年始保育 ・一時預かり（8：30～16：00） ・体調不良児対応型病児保育 ・地域子育て支援拠点事業（はるかぜ広場、はるかぜサークル） ◇特色◇ ・立山町の中心に位置し、たくさんの人や物と触れ合える地域性を生かし、様々な体験や交流を図っています。 ・3歳以上児クラスにおいては、縦割り保育を生活の基盤とし、年齢別保育も取り入れながら、講師による5歳児対象のあいうえお教室、4．5歳児対象の体操・プール・音楽教室を実施しています。 ■諸経費・その他 ・父母の会会費あり（年間 4,000 円） ・保育用品（入園準備品）や遠足等行事に必要な経費は実費です。 ・3歳児からスモックや体操服を着用しています。
町 HP より	QRコードを読み取ると、立山町HP「出産子育てサポートサイト」に掲載中の施設紹介が閲覧できます。 

公設民営保育園

施 設 名	あおぞら保育園（定員 170 名） （運営法人：社会福祉法人相幸福祉会） ■所在地：横沢 1 ■電話番号：076-463-0061 ■入園可能年齢：満 6 カ月 ■開園時間：平日 7 時～20 時 土曜 7 時～20 時 日祝日 8 時 30 分～17 時
紹 介 文	◇特別保育◇ ・延長保育 ・休日保育 ・年未年始保育 ・一時預かり ・体調不良児対応型病児保育 ・地域子育て支援室を併設しています。子育ての情報や相談等も行います。 ・地域活動事業として、小学生との交流やデイサービス施設訪問、高齢者とのふれあいなど世代間交流事業を行っています。 ◇特色◇ ・縦割り保育、年齢別保育の中で一人一人の可能性を十分に伸ばし、主体的に生活できることにも育つように保育をしています。 ・講師による音楽教室、あいうえお教室を実施しています。 ・地域の高齢者の方との交流事業を行っています。 ■諸経費・その他 ・保護者会会費あり（前期・後期会費があります） ・入園準備材料費や遠足などの行事に必要な経費は実費です。 ・3 歳児からスモック、体操服を着用しています。 （スモック 3,400 円程度、体操服上下 5,000 円程度） ・施設維持管理費 月 500 円（全園児）
町 HP より	QRコードを読み取ると、立山町HP「出産子育てサポートサイト」に掲載中の施設紹介が閲覧できます。 

私立幼保連携型認定こども園

施設名	幼保連携型認定こども園 高原保育園 (運営法人：社会福祉法人高原福祉会) (定員125名 1号：15名 2・3号：110名) ■所在地：竹林45 ■電話番号：076-463-1430 ■入園可能年齢：満3カ月 ■開園時間：平日7時～20時 土曜7時～20時 日祝日8時30分～17時 ※1号認定の利用時間は、直接施設へお問い合わせください。
紹介文	◇特別保育◇ ・延長保育 ・休日保育 ・年末年始保育 ・一時預かり ・預かり保育（1号在園児） ・体調不良児対応型病児保育 ・子育て支援（サークル） ・乳児保育（3か月～） ・障害児保育 ◇特色◇ ・高低差のある芝生の園庭でこども達のがのびのびと遊びます。 ・冬季は薪ストーブがあたたかく、ひのきの床は素足にとっても気持ち良いです。 ・バス送迎（時間、コースが合えば）が可能です。 ■諸経費・その他 ・サッカースクール（4・5歳児） 無料 ・英会話教室（4・5歳児） 無料 ・0・1歳児 保育中のおむつ無料 ・保護者会の会費 月500円（全園児） ・バス維持費 月2,000円（3～5歳児）
町HPより	QRコードを読み取ると、立山町HP「出産子育てサポートサイト」に掲載中の施設紹介が閲覧できます。 

私立幼保連携型認定こども園

施 設 名	認定こども園むつみ幼稚園（定員 110 名 1 号：30 名 2・3 号：80 名） （運営法人：学校法人むつみ学園） ■所在地：五百石 82 ■電話番号：076-462-1570 ■入園可能年齢：満 6 カ月 ■開園時間：平日 7 時～19 時 土曜 7 時～17 時 ※ 1 号認定の利用時間は、直接施設へお問い合わせください。
紹 介 文	◇特別保育◇ ・延長保育、預かり保育 ・年末年始保育 ・一時預かり ・だれでも通園 実施 ・体調不良児対応型病児保育 ・マイ保育園 ・にこにこキッズルーム ◇特色◇ ～ 興味のある遊びを見つけ夢中になりながら遊ぶ中で “主体性（自ら考え学ぶ力）” や “非認知能力” を育みます ～ ・宗教的な情操教育を基盤とした教育と保育 ・木下式音感教育を取り入れた適時教育（年少児より） ・E S L（英語）（年中児より、おおむね週 1 回） ・茶道教室（年長児、月 1 回） ・運動指導員による体操教室（年少児より月 1 回） ★課外教室あり：ピアノ教室、学研 ■諸経費・その他 ・年齢に応じた教材や学用品あります。 ・特色活動経費、遠足等で必要な経費（3 歳児より） ・制服、トレーニングウェア、カバン、絵本等（2 歳児より） ※リユース販売あります。
町 HP より	QRコードを読み取ると、立山町HP「出産子育てサポートサイト」に掲載中の施設紹介が閲覧できます。 

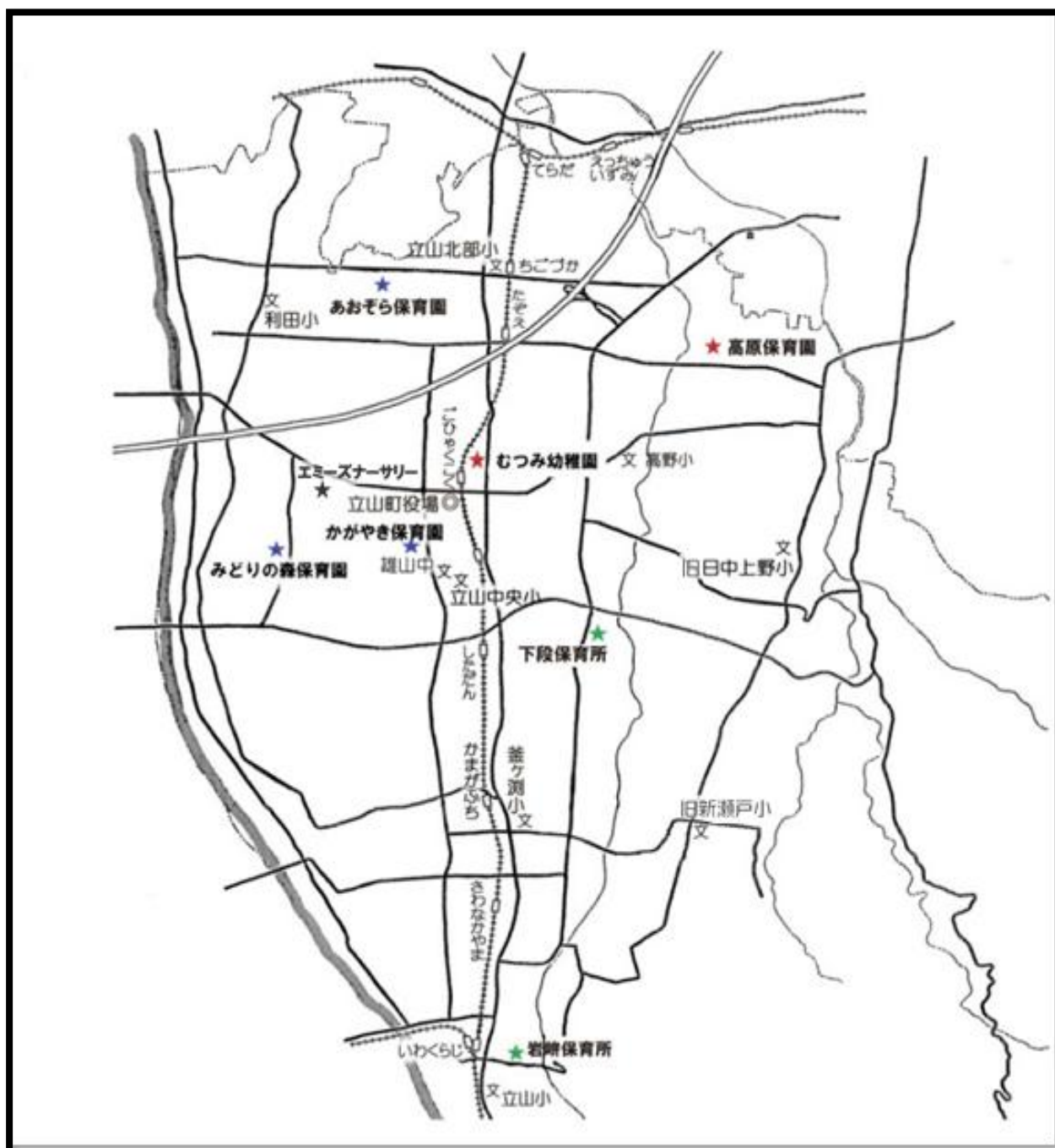
企業主導型保育園

※認可外保育園のため、入所の手続きや利用料は直接施設へお問い合わせください。

※幼児教育・保育の無償化の対象外です。

施 設 名	エミーズナーサリー（定員 12 名　うち従業員枠 6 名、地域枠は 6 名） ＊定員構成は変更する場合があります。 （運営法人：医療法人財団恵仁会） ■所在地：大石原 226 ■電話番号：076-482-2636 ■入園可能年齢：0 歳児～2 歳児 ■開園時間：平日 8 時～19 時 土曜 8 時～19 時 ※19 時以降延長なし ※日曜・祝日・年末年始（12/31～1/3）は休園
紹 介 文	◇特別保育◇ ・一時預かり（5 歳児までお預かりできます） ◇特色◇ ・2019 年に開設した藤木病院隣接の少人数の保育園です。ご家庭にいるようになりラックスした空間で、こどものペースを大切にのびのび元気に過ごせる保育に取り組んでいます。 ・保護者の皆様との連携を深め、日々の子育てを精一杯サポートします。 ・登園予約、連絡帳、園からのお知らせなど全てスマホで簡単・便利 ・おむつのサブスク利用（月額定額制）が可能です。 ■保育認定について 【従業員枠】保護者が設置事業者に勤務していること。保護者のいずれもが就労要件を満たしていること。 【地域枠】お住まいの市町村長より保育支給認定の 3 号認定を受けている方。 ■保育料について　※軽減措置はありません。 ・月極保育　地域枠　36,000 円 ・一時預かり　1,500 円～（別途昼食及びおやつ代 350 円） ※従業員枠の料金については、施設へお問い合わせください。 

立山町保育所等マップ



保育所等一覧

	施設名	所在地	電話	定員	特別保育事業				
					延長 保育	土曜 保育 (注1)	休日 保育	一時預かり (注2)	
								平日	土曜日 祝
保 育 所	岩嶽保育所	岩嶽寺 105-8	483-1451	50	18 時	○	-	-	-
	下段保育所	榎 1	463-1845	70	18 時	○	-	-	-
	みどりの森保育園	高原ハツ屋 108	462-2248	110	19 時	○	-	3か月 ～	-
	あおぞら保育園	横沢 1	463-0061	170	20 時	○	○	6か月 ～	-
	かがやき保育園	前沢 2543-1	463-4656	150	20 時	○	○	6か月 ～	-
認 定 こ ど も 園	高原保育園	竹林 45	463-1430	125	20 時	○	○	3か月 ～	3か月 ～
	むつみ幼稚園	五百石 82	462-1570	110	19 時	○	-	6か月 ～	-
企 業	エミーズナーサリー	大石原 226	482-2636	6	19 時	○	-	2か月 ～ 5歳児	-

(注1) 岩嶽保育所と下段保育所の土曜保育は、下段保育所を拠点として実施します。

(注2) 一時預かりは、満3か月、満6カ月になった次の月からの利用となります。

* 保育所はすべて公立保育所となりますが、「みどりの森保育園」「あおぞら保育園」「かがやき保育園」は社会福祉法人へ運営委託しています。

